

これまでの検討経過について

(平成 20 年 6 月 26 日時点)

| 年月日 | 内 容 |
|---------------------------------|--|
| 平成 13 年 8 月から 平成 17 年 10 月まで | <p>・地方分権時代を迎え、市は、県・国への依存体質から脱却し、自己決定・自己責任のもとで、自らが政策立案能力を高めていくことが不可欠となっている。</p> <p>また、多様で複雑な地域課題を解決していくためには、行政だけでなく、市民自らもあらゆる領域の中で社会的に力をつけること（エンパワーメント）を通じて、自治能力を高め、地域社会の活力をつけていくことが重要となります。そのため、平成 13 年 8 月に設立された東桂地域協働のまちづくり推進会をはじめ、平成 17 年 10 月までに市内 7 地域（禾生、谷村、盛里、宝、開地及び三吉）にそれぞれ協働のまちづくり推進会が設立された。</p> |
| 平成 17 年 12 月 22 日 | <p>・第 5 次都留市長期総合計画基本構想制定。</p> <p>まちづくりの方向の第 4 の柱「自助・共助・公助の理念に基づき、市民主体のまちづくりの取り組みを明確にし、計画づくりや施策、事業等への市民の参画と協働を一層推進するため、「(仮称)自治基本条例」を制定することを位置付ける。」としている。</p> |
| 平成 18 年 6 月 | <p>・「協働のまちづくりから生まれた自治基本条例」を制定するため、広報により市民からの公募を行った。</p> |
| 平成 18 年 8 月 2 日～ | <p>・都留市自治基本条例市民会議準備会発足。その後、名称を「私たちのまちの自治基本条例をつくる会（通称：つくる会）」に改名。</p> <p>都留文科大学学生を含む 30 名の公募メンバーにより、素案づくりの段階から市民が主体的に参加する場としてスタート。</p> <p>自治基本条例の土台となる議論や会則等を検討。</p> |
| 平成 18 年 10 月 2 日 | <p>・自治基本条例シンポジウム開催。</p> <p>「協働から生まれる都留のルールづくり」と題して、中村陽一（立教大学大学院 21 世紀社会デザイン研究科教授・法学部教授兼任）先生をコーディネーターに迎え、パネルディスカッションを行い、市民が約 273 名参加した。</p> |
| 平成 18 年 11 月 21 日 | <p>・つくる会と市とのパートナーシップ協定締結、つくる会正式発足。</p> <div data-bbox="558 1635 1372 1836" style="text-align: center;"> <pre> graph LR A((つくる会)) -- "市民案の提出" --> B((市)) B -- "参加・支援" --> A A --- C[パートナーシップ協定] --- B </pre> </div> <p>*つくる会は市と対等な立場で主体的に検討した成果を市民案として市長に提出、市は市民案の趣旨を最大限条例案に反映。</p> |
| 平成 19 年 2 月 6 日～ | <p>・4 つのテーマ別ワーキンググループに分かれての検討開始。</p> <p>「議会・行政運営」、「市民の定義、権利・責務」、「自治・コミ</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>ユニティ活動」、「参加・協働」の各テーマ別に、条例に盛り込むべき項目、内容等を検討。</p> |
| <p>平成 19 年 7 月 31 日から 8 月 21 日までの間の 7 日間</p> | <ul style="list-style-type: none"> 自治基本条例に関する市民説明会・意見交換会を各地域協働のまちづくり推進会の単位ごとに開催。 つくる会から「自治基本条例とは！なぜ必要なのか？」を説明した後、条例構成案を示し、意見交換会を行った。 |
| <p>平成 20 年 3 月 7 日</p> | <ul style="list-style-type: none"> つくる会「自治基本条例市民案」を市長・議長に提出。 つくる会と市とのパートナーシップ協定完了。 |
| <p>平成 20 年 4 月 30 日から 6 月 13 日までの間の 7 日間</p> | <ul style="list-style-type: none"> 自治基本条例市民案完成報告。 つくる会元座長から、市民案の完成について各地域協働のまちづくり推進会の単位ごとに報告。 |
| <p>平成 20 年 6 月 26 日</p> | <ul style="list-style-type: none"> 都留市自治基本条例検討審議会設置。 |